

告示第89号

入札公告

三宅町の普通財産（土地）の売払について、一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年8月21日

三宅町長 森田 浩司

1. 一般競争入札に付する物件

物件番号	物件の所在 (奈良県磯城郡三宅町)	地目	地積	予定価格	都市計画区域
1	大字上但馬104番2	宅地	399.94㎡	6,263,000円	市街化区域

※ 予定価格とは、あらかじめ三宅町が定めた最低売払価格をいう。

2. 落札者の決定方法

売払物件は、一般競争入札により予定価格（最低落札価格）以上で、かつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

3. 一般競争入札参加申込期間及び場所

受付期間	令和5年8月21日（月）から令和5年9月27日（水）まで 午前9時から午前12時まで、午後1時から午後5時まで （但し、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）
受付場所	三宅町大字伴堂689 三宅町役場 2階 総務部 総務課

4. 一般競争入札の日時及び場所

入札日：令和5年10月10日（火）午前9時00分

入札場所：三宅町役場庁舎3階第1会議室（三宅町伴堂689）

5. 一般競争入札参加資格等

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項各号に該当すると認められる者

(例) ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ていない者 など

(2) 個人または法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、および同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する方、または、個人または法人の役員等が、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(4) 次のいずれかに該当する者

- ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的、もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
 - エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
 - オ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（令和11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員となっている者
- (6) 入札しようとする不動産を三宅町ラブホテル条例（令和25年条例第45号）第2条第1項第2号に規定するラブホテルを建築の用に供しようとする者
- (7) 前記（2）から（6）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (8) 町税等について滞納がある者
- (9) その他町長が入札に参加させることが適当でないと認める者

(注) 契約締結後に参加資格がないことが判明した場合には、当該売買契約は解除いたしません。

6. 一般競争入札参加方法

- (1) 三宅町普通財産（土地）買受申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、添付書類を添えて申込期間内に三宅町役場総務課まで提出してください。審査の上、入札参加資格者には後日一般競争入札参加受付書（様式第2号）を交付します。なお、申込期間内であれば、応募物件の変更や取り下げ（様式第3号）は認めます。
- (2) 持参または郵送による。
※郵送による場合は、配達記録郵便が付加された郵便（例：「一般書留」「簡易書留」「配達記録郵便」等）により、確認期限日である下記期日までに指定の提出場所まで郵送してください。
- (3) 入札書（様式第4号）には、入札者の住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）、入札金額を記入のうえ、押印してください。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 物件は、現状有姿にて引き渡すものとします。
- (6) 物件の現地説明は実施しませんので、必ずご自身において現地及び諸規制についての調査確認を十分に行ってください。
- (7) 入札申込者に関する情報及び申込者数の問合せについては、一切お答えできませんので、ご了承ください。

7. 落札者の決定

- (1) 入札会場には、本人又は代理人が一般競争入札参加受付書及び認印を持参のうえ、必

- ず出席して下さい。欠席・遅刻の場合は、失格とします。
- (2) 代理人が出席する場合は、本人からの委任状（様式第5号）が必要です。
 - (3) 予定価格を上回り最高金額を提示した人を落札者とします。
 - (4) 最高金額を提示した者が2者以上ある時は、くじにより落札者を決定します。
 - (5) 落札者は当該資格を他人に譲ることはできません。
 - (6) 落札者が期間内に契約締結又は売買代金の納付を行わない場合は、次点の者を落札者とします。
 - (7) 入札心得を熟読の上、入札に参加してください。
 - (8) 落札者には、買受予定者決定通知書（様式第6号）を交付するものとします。

8. 契約の条件等

- (1) 落札者は、入札の翌日から30日以内に売買契約を締結するものとします。
- (2) 契約締結場所は、三宅町役場 総務部 総務課にて行います。
- (3) 売買代金は、三宅町発行の納付書により契約締結後14日以内に一括して納付するものとします。

9. 所有権の移転登記の嘱託及びその費用

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転し、当該物件を引き渡すものとします。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、町が実施します。
- (3) 所有権の移転に要する登録免除税、契約締結に係る印紙税及びその他契約に係る費用は全て落札者の負担とします。

10. 物件に関する特記事項

- (1) 物件に隠れたる瑕疵がある場合の瑕疵担保責任についても、町は負担しません。
- (2) 土地の現況や電柱、支柱、街灯、ゴミ置き場、その他施設の位置等を必ず現地で確認し、移設の可否等の取扱については設置者等にお問い合わせください。これらの改修及び撤去及びその費用は、町は負担しません。また、物件の草刈りも行いません。

11. 問合せ先

〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689

三宅町役場 総務部 総務課

電話0745-44-2001（内線214）

FAX0745-43-0922